

令和8年度公開プロセス結果（概略版）

府省庁名 厚生労働省

事業名 障害者総合福祉推進事業

事業の概要

障害者総合支援法を踏まえ、障害者施策全般に係る課題を指定課題として具体的に定め、調査研究事業の公募を行った上で、外部有識者で構成される評価検討会において審査を行い、採択を行う。実施主体は、都道府県、市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、その他法人とし、補助基準は、上限（補助率定額10/10）を定めている。

公開プロセスにおいて踏まえられた「点検の視点」※

- 効果検証を強化し、成果に基づく制度運用へ転換すべき

※「租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議（第2回）」において示された、国民からのご提案を踏まえた各府省庁における自己点検の視点。
（参考）各府省庁における要求・要望に向けた自己点検

有識者からの主な指摘事項

- 重要なのは調査研究の課題設定であり、国が何を問題意識としているのか、何を事業の目標としているのか示されるべき。その上で、採択された調査研究が政策決定に活用・反映された結果、当初設定された成果・目標を達成できたかを検証すべき。
- 効果的な調査研究等が実施されたかどうかを測るために、実際の制度改正等への反映状況などを長期アウトカムとして設定することが必要。その際、調査研究等がどの程度の重要度で政策の意思決定に用いられたのか、障害者の生活改善にどの程度役立ったのか等を検証できるようにするための指標を設定することも検討すべき。
- 評価検討会の事後評価について、5段階評価のうち「3」以上である割合をアウトプット指標にしているが、ほとんどの事業が「3」以上となり事後評価の形骸化が懸念されるため、より高い目標値を設定することを検討すべき。また、長期アウトカムである「政策の意思決定に活用された割合」の実績が、事後評価「3」未満の低評価事業も含め100%で推移しており、形式的な指標となっている。事後評価が基準に満たない事業は活用しないこととするなど、指標の設定のあり方を検討すべき。
- 調査研究等は単年度で終了するとはいえ、過去に採択された事業の調査研究結果が現在の施策にどのくらい反映されているかを継続的に把握することを検討すべき。加えて、複数年度をかけて調査をする仕組みを作ることも検討すべき。